

福岡市内  
障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課)

### 訓練等給付の暫定支給決定者に係る支援計画等の提出について

平素より、福岡市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、障がい福祉サービスに係る支給決定につきましては、保施支第843号平成29年 2月10日付福岡市長通知「訓練等給付費に係る暫定支給決定の取扱いの変更について」のとおり、平成29年4月新規申請分から、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援について、取扱いを変更することとしております。

この暫定支給決定期間の経過後も、引き続き当該サービスを受ける場合、サービスの提供を行う各事業所は、「利用者のアセスメント内容」、「個別支援計画」、「計画に基づく支援実績」、「計画に基づく評価結果」をとりまとめた書類（以下、「支援計画等」という。）を、支給決定を行った市町村に提出し、本決定を受ける必要があります。

つきましては、上記対象者（暫定支給決定を受けた利用者）が貴事業所のサービスを受けることとなりましたら、暫定支給決定期間の満了14日前までに支給決定を受けた各区保健福祉センター及び計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業所へ支援計画等を提出いただきますようお願いいたします。

なお、支援計画等の様式は、各事業所において任意に作成願います。ただし、様式の作成にあたっては、支援計画等の上記事項を盛り込むとともに、本決定が必要又は不必要の旨を明確に記載いただきますようお願いいたします。

また、支援計画等の提出が遅れる場合には、必ず支給決定を受けた各区保健福祉センターへご連絡いただきますよう併せてお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神 1丁目 8-1  
保健福祉局障がい者施設支援課（施設支援係）  
TEL：092-711-4249 FAX：092-711-4818